

災害共済給付制度のお知らせ

足立区教育委員会

学校の管理下における災害で医療機関を受診し、保険適用になる総医療費 5,000 円以上の場合は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の対象となります。

つきましては、該当の場合は、学校から請求に必要な書類を受け取り、医療機関に証明してもらい学校にご提出願います。なお、詳しくは以下のとおりです。

1 学校管理下の範囲

学校管理下の範囲	具体例
授業中	各教科、遠足、自然教室、修学旅行、クラブ活動
課外指導中	部活動、夏休み中の水泳指導
休憩中または校長の指示・承認により学校にいるとき	始業前、授業間休み、昼休み、放課後
通常の経路・方法での登下校時	登下校中、放課後こども教室から自宅への帰り、学童保育室や児童館特例利用への行き帰り(但し、夏休みのプールや学校の活動があるときのみ)

2 給付内容

種類	給付内容
医療費	<u>・自己負担分 3 割に見舞金 1 割が加算され給付が受けられます。</u> <u>・初診から最長 10 年間給付が受けられます。</u> 【注意】生活保護受給中の方は対象外です(医療扶助対応)。
障害見舞金	症状固定後に障がいが残った場合に、程度に応じて給付されます。 1 級 4,000 万円～14 級 88 万円(通学中の場合は半額)
死亡見舞金	3,000 万円(運動などに起因しない突然死や通学中の場合は半額)

3 請求手続き(請求から給付まで 2～3 ヶ月かかります)

- (1) お子様が学校管理下で災害にあわれた場合は、すぐに学校にお知らせください。
- (2) 学校から請求書類をもらい、医療機関受診時に記入を依頼してください。
- (3) 委任状など他の必要書類とともに、請求書類を月毎に学校に提出してください。

4 子ども医療証の使用と災害給付金の給付、委任状の提出について

- (1) 学校管理下の災害で都区内の医療機関を受診する場合、足立区子ども医療証をお使いいただけます。都外医療機関の場合は、一旦、自己負担(3割)願います。
- (2) 災害給付金(4割)から子ども医療証負担分(3割)を差し引き、見舞金分(1割)のみ給付します。そのために、委任状の提出をお願いいたします。

5 その他・注意事項

- (1) 災害共済給付金を受ける権利は、給付事由発生日から 2 年で消滅します(時効)。
- (2) 損害賠償を受けた時や他の法令による給付を受けた時は、その受けた限度において給付を行わない場合があります(交通事故は原則対象外です)。

変わります!

日本スポーツ振興センター

災害共済給付制度

現在、足立区では、学校管理下の災害で病院にかかる場合、原則、子ども医療証は使用せず、一旦、自己負担をしていただいておりますが、令和2年度から、子ども医療証をお使いいただけるようになります。

子ども医療証使用分は、給付金から区が差し引き、返還していただきます。※委任状を提出いただきます。



- 【注意】
- 上記の取り扱いは、区立小中学校での災害のみです（私立学校は使用不可）。
 - 区立保育園・こども園は、従来どおり、原則、乳幼児医療証を併用できません。
 - 子ども医療証は都内の医療機関のみ使用できます。



問い合わせ先

足立区教育委員会事務局 学務課 学校保健係 03-3880-5971（直通）

* 申請書類は、各区立小中学校にあります。